

ひろしま芸北神楽協議会連携会議 規約

(名称)

第1条 本連携会議は、ひろしま芸北神楽協議会連携会議と称する。(以下「連携会議」という。)

(目的)

第2条 連携会議は、広島県の県北に伝わる芸北神楽（以下「芸北神楽」という。）の保存と振興を図るとともに、その活動をもって、芸北神楽の発展と地域の振興に寄与することを目的とする。

(連携会議の任務と構成員)

第3条 連携会議は、次に掲げる団体の代表者（以下「代表者」という。）をもって組織され、目的達成のための事業を実施する。

- (1) 安芸高田神楽協議会
- (2) 北広島町神楽協議会
- (3) 安芸太田町神楽協議会
- (4) 上記団体の事務局等を担っている行政組織の担当課
- (5) 特定非営利活動法人広島神楽芸術研究所(事務局)

(議長及び副議長)

第4条 連携会議に、議長及び副議長を置き、代表者の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理し、連携会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 議長及び副議長の任期は、それぞれ2年とし、再選をさまたげないものとする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ議長が召集し、議長がその議長となる。

- 2 代表者は、都合により会議に出席できない場合は、当該団体の中から代理者を指名し会議に出席させることができる。

(意思決定)

第6条 連携会議の意思決定を行う場合には、構成員の2分の1以上の出席を持って開催し、出席構成員の過半数をもって決す。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、代表者の協議によりこれを定める。

附 則

- 1 事務局は、広島県山県郡北広島町有田 1234-1 特定非営利活動法人広島神楽芸術研究所内に置く。
- 2 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 設立当初の議長及び副議長
議 長 安芸高田神楽協議会会長
副議長 北広島町神楽協議会会長
副議長 安芸太田町神楽協議会会長